



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

2026年度エコマーク事業計画・予算(案)

2026年3月6日

2026 年度 エコマーク事業計画・予算

1. 2026 年度の事業計画

エコマークは、製品のライフサイクル全体を考慮した認定基準と第三者による厳格な審査を特長とする日本で唯一のタイプ I 環境ラベル(ISO14024 準拠)であり、環境ラベルの中でも高い認知度(80%超)を有する。近年、海外のタイプ I 環境ラベル機関との相互認証等の国際協力も急拡大しており、我が国の環境物品等の国際市場への円滑な進出にも寄与している。エコマークが消費者の商品選択や経済及び技術のイノベーションに広く利・活用されることを目指し、エコマークの価値の向上及び国際協力の推進に取り組む。

第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)において循環経済への移行が「国家戦略として取り組むべき重要な政策課題」と位置づけられ、資源循環と経済の両立を目指す資源循環経済政策の下でリサイクル製品の市場が急拡大するなか、信頼性の高いラベリングとして市場を下支えする役割がエコマークに求められている。このような状況に対応し、令和8年度は、①再生／バイオマスプラスチックならびにケミカルリサイクルによる廃プラスチック等の循環の拡大に資する商品類型化、②プラスチック資源循環に係る認証の展開、③EC サイト連携(サービス分野を含む)の認知度向上、④グリーン・ウォッシュへの対応、⑤欧州の最新動向の調査と影響・対応の検討を重点分野として取り組む。

また、エコマークは、2023 年(令和5年)3月、ISO14024 タイプ I 環境ラベルの認証機関として、その認証能力が ISO/IEC 17065「適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」を満たすとして認定された。引き続き、エコマーク商品・サービスの監査及び基準適合試験などにより、信頼性の維持・強化に努める。

1.1 認定基準の策定

(1) 新規商品類型の策定、既存商品類型の見直し

プラスチックについては、再生／バイオマスプラスチックならびにケミカルリサイクルによる廃プラスチックなどの循環により、プラスチック原料の製造過程で新規投入される化石資源由来のナフサなどの削減や、ライフサイクル全体のCO₂ 排出量の削減に繋がることが期待されている。このため 2026 年度も引き続き、プラスチック資源循環の拡大に資する商品類型化に重点的に取り組む。

<主な新規類型化・見直し>

・循環型ケミカルリサイクル(第2期)

- ・水道用直結加圧形ポンプユニット

※企画戦略委員会で選定された案件から順次着手(4-6テーマ/年)

(2) プラスチック資源循環に係る認証の展開

政府の「成長志向型の資源自立経済戦略」のうち、とりわけ再生材の利用拡大において信頼性確保の面で貢献していくため、再生材の確からしさをサイト単位(原料供給、樹脂製造、成型加工、ブランドオーナーなど)で検証する仕組みを検討する。なお、政府の「プラスチック資源循環戦略」に基づく取り組みの推進と2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、新規投入されるプラスチックがバイオマス由来であることが主流化するまでの過渡期においてバイオマス割当プラスチックの活用が有効であることから、そのトレーサビリティの管理方法であるマスバランス方式についても検討に含めることとする。産業界(業界団体など)や政府、有識者などとも連携して制度設計を進めることとし、2026年度内の具体化を目指す。

また、現行商品類型No.118「プラスチック製品 Version2」の認定対象となっていない樹脂ペレットなどの原材料をエコマーク商品として認証できるよう、既存商品類型や表示ルールの見直しを検討する。

1.2 広報・宣伝活動の推進

(1) 事業者への情報提供の強化

a. サービス分野の認知度向上のためのプロモーション

2024年9月にエコマークのホテル・旅館の認証がTravalystの「信頼性の高い宿泊施設のサステナビリティ認証制度のリスト」に掲載されたことを受け、2026年度は、旅行予約サイトなどにエコマーク認証が表示されるよう働きかけを進める。

b. 事業者の認知・取得促進のためのセミナー・業界フェアへの出展

2026年度は、土木・建築や、サービス分野(清掃サービスなど)、プラスチック製容器包装、サービス分野の認定施設で採用される物品の製造メーカーなどにエコマークの認知・取得促進を図るため、5回程度/年を目途にオンラインセミナーを開催する。また、関連する業界フェア(ビルメンヒューマンフェア&クリーンEXPO、TOKYO PACK、サーキュラーパートナーシップEXPOなど)に出展する。出展に当たっては、相乗効果を生み出すため認定取得促進セミナーを併設開催する。

c. 認証サービスの品質向上

2023年9月に運用を開始した電子申請システムは、ブラウザ上で新規申請（エコマーク商品認定審査）や追加変更申請、WEB掲載情報などの変更手続きが行えるほか、過去の申請内容をクラウド上で一元管理できるなど、認定取得事業者にとって高い利便性を備えている。2026年度は、この電子申請システムのプロモーションを強化することにより利用率をさらに高めるほか、ウェブサイト導線や申請様式への改善を行う。

また、顧客満足度調査の実施などを通じて、当協会が提供する認証サービスに対する要望などを把握し、ISO/IEC17065のマネジメントシステムのPDCAによる継続的な改善にも努める。

さらに定期的送信している「エコマーク広報」に加え、エコマーク事業の年次活動報告を作成し、認定取得事業者など関係者へ送付する。

d. グリーン・ウォッシュへの対応

昨今、欧州等で見せかけのグリーン対応であるグリーン・ウォッシュに対する目が厳しくなっており、法制化による規制を進める国や地域が増加している。グリーン・ウォッシュによる誤った情報に基づいて製品・サービスが選択されれば、実際には環境負荷低減につながらないばかりか、真摯に取り組む企業が正当に評価されず、不誠実な企業が利益を上げることとなり、公正な競争も阻害される。このため2026年度は、エコマークウェブサイトや前記b.のセミナー開催などを通じて、グリーン・ウォッシュ防止のために事業者などが注意すべき点や、第三者認証のエコマークを活用して自己宣言による環境主張の信頼性を高める方法などの情報提供を進める。

e. ISO14020 シリーズ改訂への対応

エコマークは、国際標準化機構の規格ISO14020（製品環境に関する声明とプログラム－原則と一般要求事項）およびISO14024（環境ラベルおよび宣言・タイプI環境ラベル表示・原則および手続き）に則って運営されている。2022年にISO14020の改訂版が発効され、現在はISO14021（環境ラベル及び宣言－自己宣言による環境主張（タイプII環境ラベル表示））及びISO14024、ISO14025（環境ラベル及び宣言－タイプIII環境宣言－原則及び手順）の改訂作業が進められている。今回の改訂では、タイプI～III環境ラベルの区分及び名称が廃止され、タイプIは「エコラベル（ISO14024準拠のみ）」、タイプIIは「自己宣言型環境宣言プログラム」、タイプIIIは「EPD（環境製品宣言）」にそれぞれ変更となった。旧タイプIIに適用される要求事項が厳格化されるなどの重要な変更も予定されているため、環境マーケティングにおいて玉石混交で表示されている環境ラベルの構図が一変することも予想される。このため2026年

度は、消費者の環境に配慮した購買行動と、事業者などの環境主張が後退しないよう、エコマークウェブサイトや前記 b.のセミナー開催などを通じて、エコマークが国内唯一の「エコラベル」であることや、各区分のラベルの特徴や意味について情報提供を進める。

また、新たな ISO14020 シリーズが広く国内で参照されるよう、ISO14020 シリーズのうち ISO14020 および ISO14021、ISO14024 について、JIS 化のための原案作成団体として活動できるよう関係省庁や利害関係者との協議を進める。

(2) 消費者、自治体への情報提供の強化

a. 新ブランドコンセプト“Try ecologue.”の展開

消費者に対しエコマークの統一かつ一貫したブランドイメージを浸透させ、もってエコマーク認定商品／サービスのイメージ向上に資するため、2024 年 12 月のロゴデザイン変更とともにリリースした新ブランドコンセプト“Try ecologue.”を核としたリブランディング戦略を展開する。ウェブサイトや認定基準書などのタッチポイントを新ブランドコンセプトに統一する改修が完了したため、2026 年度は視覚的なコンテンツ(動画やインフォグラフィックなど)の作成・公開や SNS による情報発信を進める。

b. エコマークの「信頼性」の訴求

認証制度の信頼性は、消費者がエコマーク商品を選択する前提条件である。しかし、他の環境ラベルや認証制度との明確な差別化ポイントである、科学的知見に基づきライフサイクル全体を考慮した厳しい基準、堅牢な認証スキーム、認証機関としての力量などが消費者に十分に伝わっていないという課題がある。このため、2026 年度は「信頼性」を重点テーマに据え、エコマークウェブサイトの新規ページや、消費者が気軽にアクセスできる動画やインフォグラフィックなどの作成・公開を進める。

c. SNS 等のオンラインツールを通じた消費者とのコミュニケーション強化

既存のメールマガジンやウェブサイトに加え、外部 SNS およびニュース発信ツールなどを活用した消費者への情報発信を強化する。また、生成 AI の普及に対応した情報発信を進める。

d. エコマーク商品情報データの活用拡大

エコマークは、14 の通販サイトなどとエコマーク認定商品の JAN コードデータを介したデータ連携を行っており、2024 年 10 月に Amazon.co.jp および法

人・個人事業主向け EC「Amazon ビジネス」が開始した「Climate Pledge Friendly(クライメイト・プレッジ・フレンドリー)」においても、エコマークが提供している JAN コードデータが活用されている。また、前記の Travalyst の「信頼性の高い宿泊施設のサステビリティ認証制度のリスト」でも、エコマーク事務局が認定施設の情報定期的にアップロードすることにより、旅行予約サイトに掲載されているホテル・旅館の ID と、エコマーク認定情報とのマッチングが行われている。

2026 年度は、まだ連携していない通販サイトや旅行予約サイトに参加を呼びかけるとともに、認定取得事業者のご協力のもと、JAN コードデータの登録数の増加に努める。

e. 公共調達におけるエコマーク活用の推進

エコマーク認定基準は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の「判断の基準」と上位互換の関係になるように設定しており、同法に基づく調達の参考として活用できるようになっている。特に、国などが重点的に調達を推進する「特定調達品目」22 分野 291 品目のうち、17 分野 140 品目(文具類、オフィス家具等、プラスチック製ごみ袋など)については、「判断の基準」に「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」が併記されている(2026 年 2 月時点)。公共調達におけるエコマーク活用が拡大するよう、グリーン購入ネットワーク(GPN)などと連携し、地方自治体の調達担当者向けにエコマークの活用方法を説明するオンラインセミナーを開催する。

(3) ステークホルダーとのコミュニケーション強化

a. 「エコマークアワード」の実施

2010 年度より実施している表彰制度「エコマークアワード」については、公募開始時および受賞者決定後のマスメディア広報を強化し、本表彰の社会的認知度のさらなる向上を目指す。

b. 多様な主体との連携・協働による情報発信

認定取得事業者やマスメディア、事業者、自治体、団体(消費者センター、GPN、こどもエコクラブなど)と連携・協働して、環境フェア・イベント(「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」など)参加や大阪 ATC グリーンエコプラザ内の常設展示「エコマークゾーン」などにより、エコマークの普及のための情報発信を進める。

1.3 信頼性の堅持

(1) 認定後の監査、報告徴収による再評価

エコマーク商品が継続的に認定基準に適合していることを確認するため、認定から一定期間が経過したエコマーク認定商品・サービスに対し、地域(海外製造を含む)や重点分野、公正性などを考慮したサンプリングによる現地監査(オンライン監査も併用)および書面による報告徴収を行い、基準適合状況の再評価を行ってきている(2025年度は現地監査56社、報告徴収108社を実施(2026年1月時点))。2026年度は、監査実施スキームの見直しと効率化により、現地監査の実施件数を約60社/年程度に引き上げる。また監査・再評価で認定取得事業者と直にコミュニケーションをとる機会を活用して、マーク表示、認定基準などへの理解を深め、基準逸脱などの未然防止と認定取得事業者のガバナンス向上を支援する。

(2) 試験による基準適合の確認

エコマーク認定商品を市場から抜き取り購入し、基準適合試験を実施して認定基準への適合を確認する。該当事業者へ結果を通知することにより、認定事業者とのコミュニケーション推進および認定商品・サービスの適切な製造販売・提供に役立てる。また、再生材料の含有を識別する試験方法など、現時点で確立されていない新たな試験方法の採用についても検討を進める。

(1)および(2)の結果をウェブサイトで周知することにより、基準逸脱を抑止し、エコマークへの信頼性の堅持につなげる。

1.4 環境ラベリングに係る国際協力活動

日本のエコマークと、海外の環境ラベルやグリーン公共調達との整合を図ることは、世界におけるエコマークの価値を高めるとともに、日本の優れた環境配慮型製品の国際展開にもつながる。2026年度は、共通基準の拡充などの相互認証の深化、途上国への基準策定支援、日本エコマークを海外のグリーン公共調達の対象ラベルとなるようにすることなどを戦略的に進める。

(1) 海外環境ラベルとエコマークの相互認証の推進

a. 日中韓三カ国環境ラベル機関の相互認証

環境省の推進する日本、中国、韓国の3カ国の政府間の取組である「日中韓環境ビジネス円卓会議(TREB)」の下、2005年度より3カ国間の相互認証の推進に取り組み、これまでに17品目について共通基準を策定した。

2026年度は、新たな対象品目として「建築用防水材(No.126「塗料、F 建築用塗料」、No.137「建築製品(外装・外構工事関係用資材)、A-1. ルーフイング)」の共通基準の検討を進める。

b. その他の環境ラベル機関との相互認証

エコマークは、現在、15カ国・11機関の海外環境ラベル機関(北欧5カ国、韓国、中国、ニュージーランド、タイ、台湾、北米(カナダ)、ドイツ、香港、シンガポール、スリランカ)と相互認証協定を締結している。

2026年度は、2023年に相互認証協定を締結したシンガポール環境協議会(SEC)が運営するタイプI環境ラベル「グリーンラベル」との間で、6つ目の共通基準「清掃用資材(薬剤)」の策定を進める。

(2) 国際的な動向への対応

2024年6月に発効した「不公正取引慣行に対する保護及びより良い情報提供を通じたグリーン移行のために消費者をエンパワーすることに関する指令(2024/825)」によって、「不公正取引慣行指令(2005/29/EC)」及び「消費者権利指令(2011/83/EU)」が改正された。この改正により、企業と消費者間の取引における不公正な商行為を規制する一般法である「不公正取引慣行指令」は、「エコ」や「グリーン」などの曖昧な環境表現を禁止するとともに、認証制度または公的機関によって確立されていない持続可能性ラベルを表示することを、新たに不公正取引(ブラックリスト)に指定した。また、2023年3月に欧州委員会が発表した「グリーン訴求指令案」は、環境主張を行う場合の科学的根拠や外部機関による検証、環境ラベルの透明性や実施主体の条件などを定めるものである。上記2つの指令は、EU市場をビジネス機会とする日本事業者はもとより、日本国内における環境主張の在り方にも影響を及ぼすことが予想される。このため2026年度も、引き続き、上記指令の関連情報の収集を進め、エコマーク認定取得事業者を含む産業界等に情報共有していくとともに、必要に応じて、政府機関と連携した取組みやエコマークが上記指令に対応するための所要の準備を進める。

(3) 国際機関などとの協働

a. 世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)

ドイツ、北欧 5 カ国、中国、韓国、北米などの世界 50 以上の国・地域、38 機関のタイプ I 環境ラベル運営団体で構成する GEN の役員会メンバーとして、GEN の会議などの活動に参画する。

b. 国連環境計画(UNEP)

UNEP が主導する「国連持続可能な消費と生産 10 年計画枠組み(10YFP)」が採択している 6 つのプログラムの一つである、適切な環境情報をいかに効果的に消費者に伝達するかを目的とした「コンシューマインフォメーションプログラム(CIP)」WG2 に、アジア・オセアニア担当責任者として参加する。

c. 環境ラベル、グリーン公共調達分野での途上国支援

国の請負事業も活用し、日本のエコマークやグリーン公共調達についての海外への情報発信、海外の環境ラベルおよびグリーン公共調達におけるエコマーク活用の働きかけ、基準策定などの途上国支援を進める。

2. 2026 年度予算

2.1 収入の部

2026 年度の収支予算書を下表に示した。

2026 年度の収入予算においては、エコマーク事業収入 309,167 千円と想定し、収入予算を計上している。

2026 年度 エコマーク事業 収支予算書
2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

(単位:千円)

科目	2026 年度	(参考)
	予算額	2025 年度 実績予想
I. 収入の部		
1. エコマーク事業収入	309,107	284,048
収入合計	309,107	284,048
II. 支出の部		
1. エコマーク事業費	74,060	49,736
認定事業費	17,750	11,523
広報活動費	15,600	6,694
調査研究費	13,700	2,868
国際協力費	4,250	2,193
その他事業費	22,760	26,458
2. 管理費	212,025	184,419
人件費	125,981	116,751
事務費(賃借料などの協会共通 経費含む)	86,044	67,668
支出合計	286,085	234,155
収支差額(収入-支出)	23,022	49,893

2.2 支出の部

主な支出予算とその活動内容の概要を以下に示す。

2.2.1 認定事業費

- (1) 商品類型(認定基準)の検討 予算額 2,600 千円
- (2) 商品認定審査関連経費 予算額 1,400 千円
- (3) システム開発費 予算額 2,900 千円
- (4) 商標権管理費 予算額 1,800 千円

2.2.2 広報活動費

- (1) 業界フェア・イベント出展費 予算額 5,400 千円
- (2) 「エコマークアワード」運営費 予算額 1,800 千円
- (3) パンフレット等制作費 予算額 1,300 千円
- (4) ウェブサイト改善・管理費 予算額 5,000 千円

2.2.3 調査研究費

- (1) 監査費および基準適合試験費 予算額 2,600 千円
- (2) 環境情報提供強化の調査費 予算額 10,000 千円
- (3) ISO 審査員費 予算額 750 千円

2.2.4 国際協力費

- (1) 海外環境ラベルとの相互認証の推進、国際的な議論への参画
予算額 1,500 千円
- (2) 世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)関連活動費、会費
予算額 2,000 千円

以上